

令和6年度

# 老朽危険空家等 除却促進事業 補助金交付制度

山陽小野田市が  
最大  
50万円  
補助します。



## 老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度



### 1 目的・趣旨

山陽小野田市では、倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家等の除却(解体)を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため、市内にある老朽危険空家等の除却(解体)を行う所有者等に対し、除却(解体)費用の一部を補助します。

### 2 対象の空き家

年間を通して使用実績がない常時無人な状態の主に居住のための老朽危険空家等

- 店舗、倉庫等併用の場合は2分の1以上が居住用であること。
- 老朽危険空家等とは

不良度の測定基準表（外観目視により判定できる項目）の評点の合計が100点以上※かつ、周囲に対する危険度判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当 ※国土交通省「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」参照



### 3 補助金交付対象者

- 老朽危険空家等の所有者又は相続人
- 老朽危険空家等が所在する土地の所有者又は相続人

### 4 補助金額

補助対象経費※の**3分の1**（上限**50万円**）

※補助金交付申請者が解体業者に支払った補助事業に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）。

ただし、家財道具、機械、車両等の処分に要する費用を除く。

### 5 申請期間

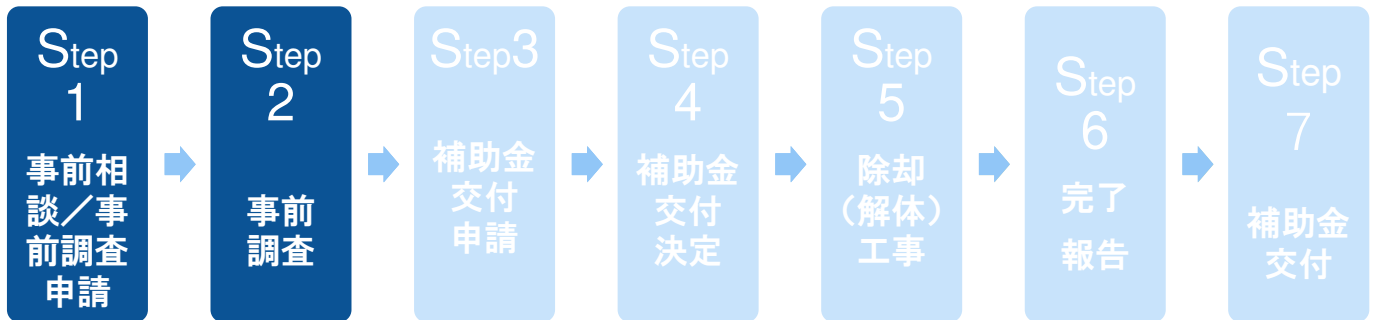
令和6年4月1日～令和6年**12月13日**

※補助金交付申請書類受付先着順

※予算額(750万円)に到達した場合、補助金交付申請受付を終了



## 老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度



### 事前相談／事前調査申請

Step 1

#### 事前相談

- 補助金交付対象者の要件
  - 補助対象経費
  - 申請に必要な書類及び手続きなどをご説明します。
- まずは、事前に市民部生活安全課空き家対策室にご相談ください。

#### 事前調査申請

事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市民部生活安全課空き家対策室に提出して下さい。

- ① 補助金交付申請者の身分を証する書類（運転免許証等）の写し
- ② 申請する建築物の位置図及び平面図
- ③ 申請する建築物の外観写真（2面以上）

※様式第1号は事前相談の際にお渡しします。また、市のホームページ（<https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>）からもダウンロードできます。その他の書類は任意様式です。

### 事前調査

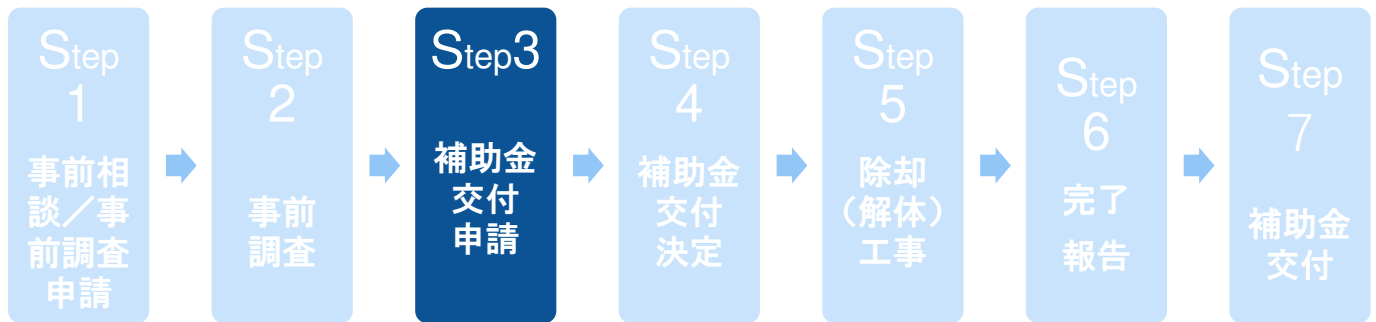
Step 2

市職員が現地調査を行い、補助対象空家等に該当するか否かを判定し、その結果を事前調査結果通知書（様式第2号）により通知します。

現地調査の結果、老朽危険空家等に該当しない場合は、補助金交付申請はできません。



## 老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度



### 補助金交付申請

Step 3

補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市民部生活安全課空き家対策室に提出してください。

- ①事前調査結果通知書の写し
- ②老朽危険空家等（建物）及びその所在地（土地）の登記全部事項証明書（建物が未登記の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳、納税通知書の写し等）
- ③ 2者以上の解体業者の見積書  
（市内業者で、内訳の記載されたものに限る。）
- ④契約する解体業者の建築工事業、土木工事業又は解体工事業の届出書の写し又は登録通知書の写し（確認が必要な場合のみ）
- ⑤申立書  
ア 市税関係（様式第4号）  
イ 解体業者用暴力団排除関係（様式第5号）  
（確認が必要な場合のみ提出）
- ⑥補助金交付申請同意書（様式第6号）
- ⑦戸籍全部事項証明書（相続人等の確認が必要な場合のみ）
- ⑧紛争等が生じた場合の誓約書（様式第7号）

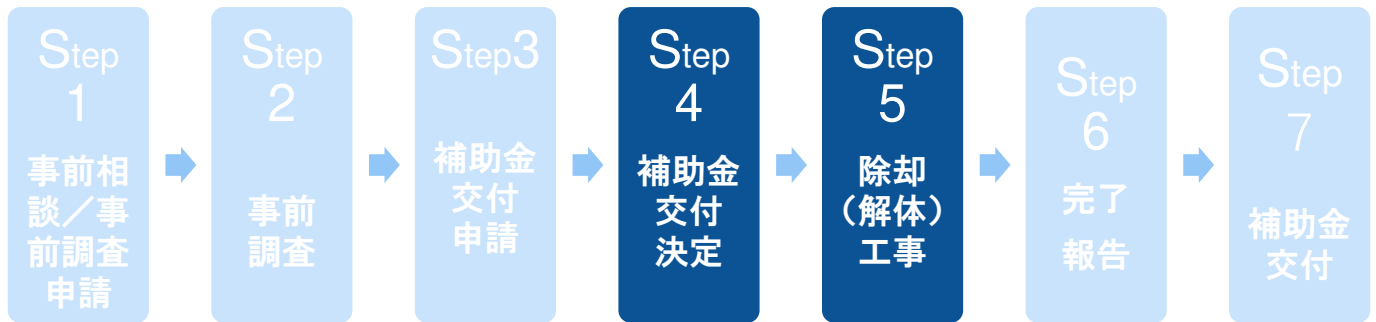


※⑥・⑦・⑧は、申請者が老朽危険空家等に係る権利を単独で有する場合不要です。

※申請は、市民部生活安全課空き家対策室又は郵送で受け付けます。山陽総合事務所、支所、出張所等の市の出先機関では受け付けられません。



## 老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度



### 交付決定

Step 4

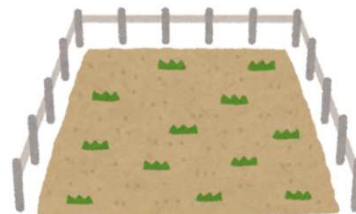
市で補助金交付申請書及び添付書類の内容を確認し、補助金の交付・不交付の決定をします。

補助金の交付を決定した場合、補助金交付決定通知書（様式第8号）により通知します。

### 除却（解体）工事

Step 5

- ①補助金交付決定通知書による通知後、除却(解体)工事に着手して下さい。
  - ②工事着手後速やかに補助金交付決定通知書に同封の補助事業着手届（様式第10号）に必要事項を記入し、市民部生活安全課空き家対策室へ提出して下さい。
  - ③除却(解体)工事は、老朽危険空家等を解体し、原則、更地にしてください。  
※除却（解体）後、敷地の土砂流出等を防止する措置を講じてください。
- ※必ず、**Step 4**の補助金交付決定を受けた後に除却（解体）工事に着手して下さい。交付決定前に除却（解体）工事に着手した場合、補助金は交付できません。



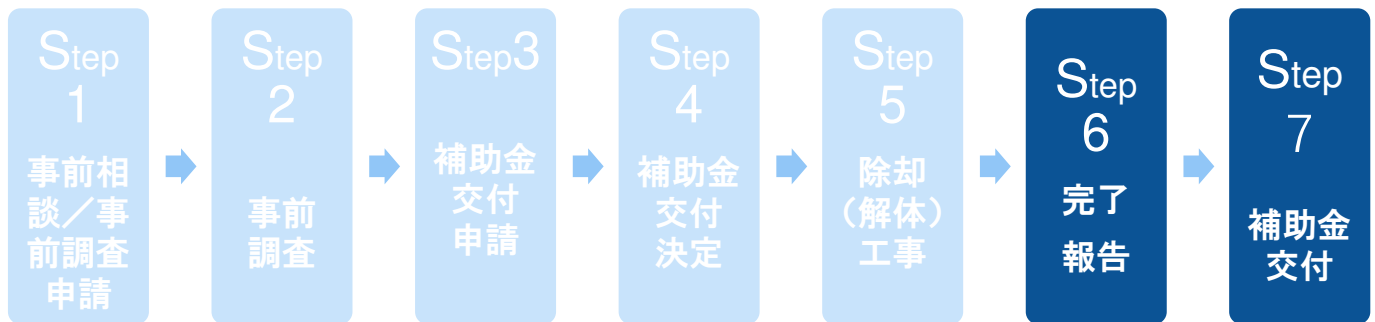
### 変更があった場合

補助事業の内容を変更するときは、速やかに変更内容を申請して下さい。

- 補助金交付金額の変更を伴う場合  
→ 補助金交付変更申請書（様式第11号）
- 補助金交付金額の変更を伴わない軽微な変更の場合  
→ 軽微な変更届（様式第13号）



## 老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度



### 完了報告

Step 6

補助事業（除却(解体)工事）が完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、除却完了報告書（様式第14号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市民部生活安全課空き家対策室に提出してください。

- ①補助事業に係る解体業者の発行する請負代金請求書の写し（内訳の記載されたものに限る。）
- ②補助事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- ③補助事業の完了を確認できる写真



### 補助金交付

Step 7

#### 補助金額の確定

市において完了報告の内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第15号）により通知します。

#### 補助金額の請求

補助金額確定通知を受けたときは、速やかに**補助金請求書**（様式第16号）を提出してください。

なお、補助金の受領は、**代理受領委任状**（様式第17号）を提出することにより、解体業者に委任することができます。

#### 補助金の交付

補助金請求書が提出された日から、おおむね1か月以内に補助金を交付します。



## 老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度

### よくある質問

**Q1** 現在居住している家屋を建て替える場合もこの制度の対象となりますか？

**A1** 空き家ではない場合、対象とはなりません。

**Q2** 亡くなった父親名義の空き家を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

**A2** 相続人であれば申請できます。  
ただし、申請者以外に空き家の権利を有する人がいる場合、その全員の同意が必要です。



**Q3** 老人ホームに入所している父名義の空き家を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

**A3** 所有者に代わり事業（解体業者と契約して除却（解体）工事）を行う場合、空き家所有者であるお父様の同意を得た上で、申請してください。  
ただし、お父様以外にも空き家の権利を有する人がいる場合、その全員の同意が必要です。

**Q4** 市内に老朽危険空家等を所有していますが、市外に居住しています。補助金を申請できますか？

**A4** 申請できます。

**Q5** 既に解体が終わっている又は解体中の工事は、補助の対象となりますか？

**A5** 対象となりません。工事に着手する前に補助金交付申請し、交付決定を受ける必要があります。

**Q6** 空き家の一部だけを除却（解体）する工事でも、補助の対象となりますか？

**A6** 原則として、全ての空家等を除却（解体）して更地にする工事が対象です。



## よくある質問

Q7 自分で行う除却（解体）工事は、補助の対象となりますか？

A7 申請者本人が行う工事は対象となりません。

申請者と解体業者との間で請負契約が交わされ、工事代金の支払いが行われるものについて、市が補助します。

Q8 解体業者は、市が指定する業者でなくてもよいですか？

A8 解体業者について、市の指定はありません。



Q9 解体業者は、市外の業者でもよいですか？

A9 市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する業者に限ります。

Q10 どの解体業者に頼んだらよいか分かりません。業者を教えてくださいませんか？

A10 山陽小野田市の指名競争建設工事等競争入札参加資格者（解体工事）の一覧表をお渡しいたしますので、参考にしてください。

Q11 空き家を2名で共有しています。連名で申請すればよいですか？ また、補助金はそれぞれに支払われますか？

A11 代表者を決め、その方が事業（解体業者と契約して除却（解体）工事）を行い、単独で申請をしてください。（費用分担等については、当事者間で事前にご協議ください。）

なお、申請にあたっては、他の共有者の方の同意書が必要です。

### 問合せ・申請先

山陽小野田市 市民部 生活安全課 空き家対策室

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1-1

☎ 0836-82-1133

<https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

